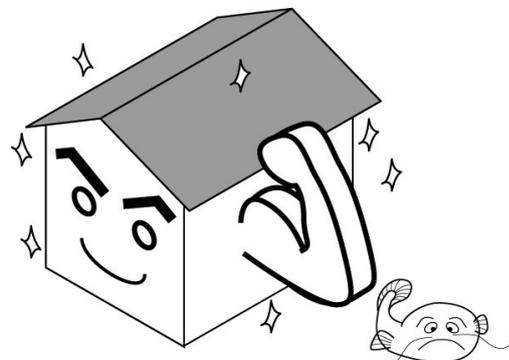


段階的耐震改修の補助 を実施します。



二段階に分けて木造住宅耐震改修工事を行う際に、1戸当たり一段階目60万円（限度額）、二段階目40万円（限度額）の補助を実施します。詳しくは、市都市計画課へお問い合わせください。

◇申請受付

令和6年12月6日（金）まで

※申請額の合計が補助金の予算額に達した時点で終了します。

※改修工事は2月末までに完了してください。

◇補助対象経費

耐震改修工事に要する費用

◇補助限度額

■一段階目耐震改修工事

耐震補強工事費の80%かつ60万円以下

■二段階目耐震改修工事

耐震補強工事費の80%かつ40万円以下

補助例：

一段目	耐震補強工事費	110万円
	補助対象経費	110万円
	<u>一段目補助額</u>	<u>60万円</u>
二段目	耐震補強工事費	60万円
	補助対象経費	60万円
	<u>二段目補助額</u>	<u>40万円</u>

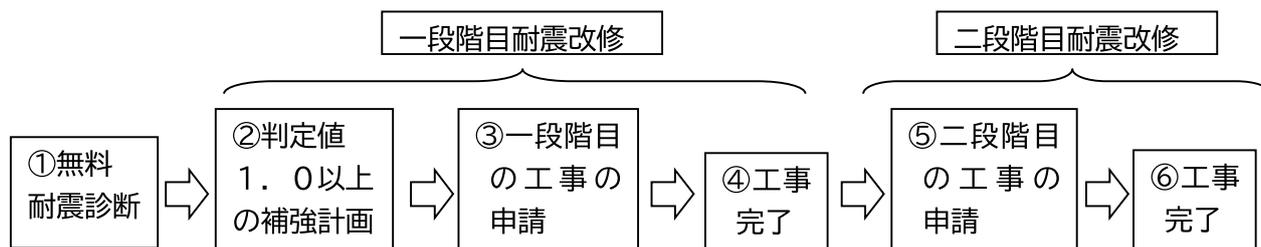
◇木造住宅耐震改修費等補助事業の補助を受けるための主な条件

■一段階目耐震改修工事

- ①旧基準で建てられた木造住宅(昭和56年5月末日までに着工)で市が実施する「無料耐震診断」を受け、判定値が0.4以下と診断された住宅について、判定値を0.7以上1.0未満とする工事又は判定値が1.0未満と診断された住宅について、1階の判定値を1.0以上とする工事であるもの（いずれも判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事するものであること）

■二段階目耐震改修工事

- ①一段階目耐震改修工事により補助金の交付を受けた住宅について、判定値が1.0以上かつ一段階目耐震改修工事前の判定値から0.3以上向上する工事であるもの



◇問い合わせ先

知多市都市計画課 電話0562-36-2669（直通）

木造住宅耐震改修費等補助のご案内

段階的耐震改修補助

申請者

都市計画課

知多市民間木造住宅耐震診断（無料）

判定値1.0未満

判定値1.0以上

耐震性あり
補助対象外

建築士による
耐震改修案作成

いずれも判定値を1.0以上とする補強計画に基づき、その一部を工事するものであること

一段目：判定値0.4以下→判定値0.7以上 又は
判定値1.0未満→1階の判定値1.0以上
二段目：一段目の事業終了後、判定値1.0以上かつ一段目改修工事前の判定値から0.3以上向上

補助金の申請は12月6日まで、
工事は2月末までに完了して下さい

補助金交付申請書
作成

提出

補助金交付申請書
受付

工事契約は決定通知後に

工事契約

決定通知書送付

補助金交付決定

工事着手

中間立会い
日程の調整

中間立会い

中間立会い

工事完了

工事完了後30日以内に提出

実績報告書作成

実績報告書受付

確定通知書送付

補助金確定

請求書

提出

補助金支払い

補助金

補助金は一段目上限60万円
二段目は上限40万円